音楽(商業用レコード・配信音源)を放送・ネット配信する際の 権利処理に関する法制度概要

	権利者	放送	インターネット配信
著作権	作詞家・作曲家	公衆送信権 (第23条第1項)	公衆送信権 (第23条第1項)
著作隣接権	実演家(レコード)	報酬請求権 (第95条第1項)	送信可能化権 (第92条の2第1項)
	レコード製作者	報酬請求権 (第97条第1項)	送信可能化権 (第96条の2)

- (※1) 放送や放送のネット配信については、集中管理団体による包括契約(報酬請求権)・包括許諾(公衆送信権・送信可能化権)が行われている。 (著作物(楽曲)はJASRAC・NexTone、実演はCPRA、レコードは日本レコード協会により管理)
- (※2) インターネット配信のうち、難視聴地域等におけるIPマルチキャスト放送等による同時再送信については、一定の要件の下で権利制限されている。